

験者などを中心に、幅広く関係者をつ結びつけた新しいグループが誕生してきた。

また、「記録する会」では、いったん建設の決まった「祈念館」が白紙化されるという異常事態のなかで、民間基金による「資料センター」（二〇〇二年開館）設立へと向かった。



一九四五年三月一〇日、東京・本所、路上に折り重なる焼死体（東京空襲を記録する会『東京大空襲・戦災誌』第1巻より）

このほか、出版社クリエイティブ21から、「戦争孤児を記録する会」による体験記録集『焼け跡の子どもたち』（一九九七年）の出版もあった。

「東京大空襲展」の実行委員会である「東京大空襲六十年の会」（呼びかけ人代表・村岡信明氏、安増武子氏、星野ひろし氏）は、上に例をあげた、「ポスト戦後五十年」のシーンを代表するグループの人びとが主力メンバーとなり、結果的に、これらの人びとが初めて「協働」して社会にアピールする機会になった。

では、今回の展示を通じて、どのようなことが明らかになっただろうか。

もちろん、展示の「受けとめ方」はひと様々であり、それによって感想も異なってくるだろう（特に、私自身は、個別の「展示プラン」づくりにはあまり関わらなかったもので、以下に述べる感想・意見は「主催者の意図」とは別に、あくまで、一関係者として展示を「見た」私が、それを「どう受けとめたか」を述べたものと捉えて頂きたい）。

その上で、私個人としては、「死体処理」の問題、戦災孤児、傷害者たちがおかれた境遇の実態、そして、補償など、「東京大空襲」の被害自体もさることながら、むしろ、その被害者たちが「戦後」、どのような処遇を受けたか、「戦後日本」の体制ができあがっていく過程でむしろ、固定化され、助長されていった「差別」の問題を浮き彫りにした点を、今回の展示の大きな成果として指摘したい。

例えば、今回の展示がメインの企画として取り上げたものに、大空襲死者に対する「死体処理（仮埋葬）」の問題がある。

一九四五（昭和二〇）年三月一〇日、下町を襲った「東京大空襲」では、約十万人以上の死者が発生したといわれ、東京都はそれまでに「死体処理要綱」と呼ばれるガイドラインを用意していたものの、この時の空襲はあまりにも想定を上回っていたため、そのガイドラインに定める検死・身元確認の作業も事実上放棄されるかたちで、被災地周辺の公園・寺院境内などに「仮埋葬」処理された。地元警察署などの判断で「死亡証明」が発行された例もあるものの、数万人単位の遺体は、事実上「投げ込み」に近いかたちで処理されたことが、多くの証言などによって裏付けられている。

これらの遺体は、一九四八（昭和二三）年から「公共空地整備事業」という隠れ蓑のもとで、一斉に発掘・火葬した上、墨田区横網町公園にあった「震災記念堂」に合葬された（その後、「東京都慰霊堂」と改称、両国駅から徒歩十分の場所）。しかし、その経過は、占領当局によるプレス・コードのもと、一般の市民にはほとんど知らされなかった。

近年、この過程で作成された『都内戦災殉難者霊名簿』の台帳に当たると思われる名簿が発見され、東京都が『霊名簿』の作成（遺骨の身元調査）に着手していた事実が明らかになったが、それも、一九五五（昭和三〇）年前後

を境に打ち切られ、現在では、遺骨の管理・判明した遺族への遺骨の引渡し・広報・慰霊法要など一切の業務を、外郭団体である(財)東京都慰霊協会に行なわせている。

戦時中は、きわめて不十分とはいえ「戦時災害保護法」(一九四二年制定)があり、行政も死者の身元確認、(戦争遂行上)最低限の「保護」を行なう法的義務を負っていたが、敗戦後は、これが廃止となり、軍人・軍属のみに限った援護制度が創設されたため、一般市民の空襲被害者はまったくの無権利状態で放置された。

被災孤児たちのおかれた状況についても、戦時中は、「学童疎開」など(これもまたねじれたかたちで)「保護」されていた状態から、戦後は一部保護施設などに引き取られた者を除いて、まったくの無権利・無保護の状態で親戚や他人の社会に投げ出され、いまだに多くの人が身体的酷使や生活上の差別・精神的緊張による心の傷を背負っている。

最近、ピースおおさかでも遺体処理作業についての調査が行なわれ、実態が分かってきているが、これらの大都市空襲の事例に比べても東京における「身元不明遺体」の発生はやはりその質・規模において際立っており、また、敗戦後、何らかの意味で国家的援護の対象とされた広島、長崎、沖縄などの事例に対して、無権利状態による放置の度合いは際立ったものと言わねばならない。

これらの事実、空襲被害者たちの置かれ

一九四五年三月一〇日、東京・深川、焼死した親子(出典は前の写真と同じ)



た法的状況が、もともと戦前の国家体制や家制度のもとで周縁的地位にあった一般市民(特に女性や子ども)が、占領期から独立後の一九五〇年代にかけて、再び、ねじれたかたちで周辺化されていった結果、むしろ固定化・助長されていったものであることを示している。

今回の空襲展は、「遺族・戦災体験者」の立場から、初めて、その原因となる過程をトータルに、目に見えるかたちで再構成し(まだまだ仮説的検討の段階ではあるが)、「戦後社会」

にねじれたかたちで埋め込まれた差別を告発した点で、画期的な意味を持つ展示であったと考える。

早稲田大学の池谷好治氏は、二〇〇三年九月、『歴史評論』(六四一号)に寄せた論文のなかで、日本の戦後補償の体系を「軍籍と国籍という二つの身分要件」による、「民間人」と「外国人」の排除と捉えているが、上のような差別の実態を捉える上で、このような見方はきわめて重要ではないだろうか。

もちろん、植民地支配や侵略をした側である国の市民の被害者と、された側の国の人びとを同列に捉えることはできない。しかし、「軍籍と国籍」という二つの差別原理を解体し、日本国内自身を含め、アジア地域全体に開かれた戦後補償・人権保護の体制を作っていくという課題のなかで、両者を「つなげて」という角度からの取り組みや運動間の交流、それをベースにした議論などがもっと行なわれてもいいのではないだろうか。

展示を主催した「東京大空襲六十年の会」では現在、清算委員会を作って展示品の管理方法などについて検討している(会自体は七月で解散)。また、それ以外にも、私を含め、展示に関わった有志で新しいネットワークを作ろうという話なども出ている。

いずれまた、状況の報告や問題提起などをできればと思っている。

(やまもと・ただひと、東京大空襲展実行委員会協力者)